

平成29年2月7日

消費者機構日本 御中

〒231-0013 横浜市中区住吉町2丁目21番地1
フレクスタワー横浜関内303号
弁護士 徳江義典
電話 045-212-2691
FAX 050-3737-7386

株式会社センチュリーホームの代理人として、下記のとおりご通知します。

記

このたび株式会社センチュリーホームは、顧客と締結する契約書の条項等について、平成29年2月中旬から一部改正を行いましたので、その主な内容を通知いたします。

- 1 契約書第10条中の「(請負工事代金額の15%)」の文言を削除しました。
- 2 契約書第11条3項中の「(1日あたり1万円とする)」の文言を削除しました。
- 3 使用している契約承認書の類型のうち、「基礎工事着手が6か月を経過した場合には、出精値引・特典内容は白紙撤回とする」類型を廃止しました。